

お知らせします 2つの給付金

臨時福祉
給付金

確認じゃ!



子育て世帯
臨時特例
給付金

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の影響を緩和するため、『臨時福祉給付金』『子育て世帯臨時特例給付金』を支給します。給付金には支給要件がありますので、ご確認の上手続きをお願いします。

お問い合わせは、保健福祉センター 保健福祉課福祉係まで ☎32-2000

手続きの方法

7月中旬ころ

町から、町民の皆さんに給付金に関するお知らせが郵送される。

※必要書類
通帳、免許証など

給付金の対象になるとと思われる方は、お知らせに同封した『申請書（請求書）』に必要事項を記入し、必要書類を用意する。

7月22日～

保健福祉センター窓口もしくは役場お客さま窓口に提出。または、返信用封筒で郵送。【平成26年10月31日まで】
※期日までに提出できない方はご相談ください。

7月下旬～

結果通知（支払案内）※支給要件の可否について通知します。

8月中旬～

給付要件を満たした方について、申請書に記載した口座へ入金されます。※口座をもっていない方は、ご相談ください。

「臨時福祉給付金」を語った“振り込め詐欺”や“個人情報搾取”にご注意!

臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者～次の要件を満たす方

- ・平成26年1月1日の時点で和寒町に住民票がある方。
- ・平成26年度分の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。
※課税されていなくても対象者とならない場合があります。
- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合。
- ・生活保護を受けている方。



○支給額

- ・支給対象者1人につき10,000円。
- ・下記の加算対象者に該当する方は、1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 ※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

※複数の年金、手当に該当する場合でも、加算される額は1人につき5,000円です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者～次の要件を満たす方（公務員の方も含みます）

- ・平成26年1月1日の時点で和寒町に住民票がある方。
- ・平成26年1月分の児童手当・特例給付（※）を受給
- ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表1の限度額目安を参照）
※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。



表1 児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960万円

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童です。

ただし、
〔
・『臨時福祉給付金』の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童など
〕は除きます。

○支給額 ・対象児童1人につき10,000円。

○公務員の児童手当は勤務先から支給されていますが、子育て世帯臨時特例給付金については、町が申請先となります。